

平成15年度税制改正要望
～日本経済再生に向けて～

名古屋商工会議所

少子・高齢化、激化する国際競争の中で、日本経済が活力を取り戻すためには、経済・社会の基盤である税制を幅広く見直していくことが不可欠である。規制緩和や歳出の合理化・効率化をすすめるとともに、企業や個人の活力を最大限に引き出す税制改革を実現し、民が主役の経済につくりかえることこそ日本経済再生の条件である。

税制改革のポイントは、第一に、グローバル化への対応である。企業が国を選ぶ時代になっているだけに、国際的に整合性のある税制を整備しなければ、生産拠点の海外への移転が一段と進んで国内の空洞化、ひいては税収の減少を招きかねない。

第二は、個人や企業の活力を引き出し、能力と個性を十分に発揮できる税制への転換である。公正な競争を通じて努力した者が報われる制度にしていく必要がある。

第三は、誰でも分かる税制にすることである。特に複雑すぎると批判の多い金融・証券課税の簡素化を図り、健全な金融市場の育成に努めなければならない。

これら改革にあたっては、中小企業に対する配慮は不可欠である。わが国経済が新たな持続的成長軌道にのるためには、中小企業の活力を取り戻すことがなくして達成できないからである。

以上の基本的考え方にに基づき、改革の初年度として、平成15年度税制改正を下記のとおり要望する。

記

1．法人税について

(1) 法人税率の引き下げ

企業活動がグローバル化し、企業が国を選ぶ時代になっている。国際的に整合性ある税制を整備しなければならない。また地域産業の空洞化対策の観点からも、基本税率（現行30%）の更なる引下げが必要である。

(2) 欠損金繰越期間の延長と繰戻し還付の適用

欧米諸国に比べて短い欠損金繰越期間（現行：5年間）を10年程度まで延長するとともに、一部を除き不適用となっている繰戻し還付を認められたい。

(3) 法人事業税への外形標準課税導入の反対について

賃金等を課税標準とする外形標準課税の導入は、企業の雇用や投資に対して抑制的に作用して経済活力を削ぐ制度であり、欧米では廃止の方向にある制度である。

また、厳しい経営環境におかれている中小企業に多い赤字法人への課税は、中小企業の担税力を無視した課税強化となるほか、ベンチャー企業等の新規創業の妨げとなる。

さらに、地方税の改革については国・地方の税財政全般の見直しの中で検討すべきであり、法人事業税だけを取り上げる問題ではない。

以上のことから法人事業税への外形標準課税導入は反対である。

2．中小企業支援税制について

(1) 中小企業者の定義の見直し

中小企業基本法に準じ、税法上「資本金1億円以下」となっている中小企業者の定義を「資本金3億円以下」

に変更されたい。

(2) 同族会社における留保金課税の廃止

同族企業が大半を占める中小企業にとって、法人税との二重課税となる留保金課税は著しく不公平な制度であり、廃止されたい。

(3) 中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化を図るため、法人税の中小企業軽減税率について、適用所得金額(現行800万円)を1,500万円に引き上げられたい。

(4) 中小企業等の投資促進税制の拡充

中小企業の更なる設備投資を促進するため、「中小企業投資促進税制」の適用要件をさらに拡大するとともに、特別措置(7%の税額控除または30%の特別償却の選択適用)を拡充されたい。

さらに投資リスク軽減のため、工場・事務所を建設した場合にも、特別償却や割増償却制度を導入されたい。

また、研究開発力強化の観点から「中小企業技術基盤強化税制」について、控除額の拡充を図るとともに期限を延長されたい。

この他、少額減価償却資産の取得価額基準(現行10万円)の引き上げや減価償却資産の耐用年数の短縮など、減価償却制度を見直しされたい。

加えて、低公害車等環境負荷の低減を図る機械装置、車輛設備の購入時に所得控除を認める制度などの創設、拡充を図られたい。

3. 新規創業支援税制について

(1) エンジェル税制の抜本的拡充

近年わが国企業の開業率が廃業率を下回る状況が続いており、経済活性化のため新規創業企業の育成支援が重要な課題である。

ベンチャー企業の育成支援のためにはさらなるエンジェル税制の拡充が必要である。

投資家が、ベンチャー企業に対して行った投資額の一定割合について所得控除を認められたい。

また、投資による損失について、現行は株式譲渡益にしか認められていない損益通算を他の所得についても認めるとともに、損益通算期間（現行3年）の延長を図られたい。

さらに、ベンチャー企業の株式譲渡益を別のベンチャー企業へ再投資する場合、譲渡益に対する課税の繰り延べを認められたい。

（２）ベンチャーキャピタル税制の導入

ベンチャーキャピタルが、新規創業企業に対して行った投資額の一定割合について所得控除を認めるなど、ベンチャーキャピタルを支援する税制を導入されたい。

４．事業承継税制について

（１）相続税の見直し

現行の相続税率は、最高で70%と国際水準と比較しても非常に高く、税率構造も極めて累進的であり、経済活力の阻害要因となっている。そのため、最高税率を50%程度に引き下げるとともに、累進税率構造の緩和を図り、負担を軽減されたい。

（２）抜本的な事業承継税制の確立

現行の相続税・贈与税のもとでは、経営者が家族に事業承継する場合、過重な税負担により後継者の事業意欲が失われ、企業の存続が危ぶまれる恐れがある。

については、事業用資産の相続財産からの分離など、相続税制とは別体系の事業承継税制を構築されたい。

（３）取引相場のない株式の評価方法の見直し

14年度改正において、取引相場のない株式等について一定の要件のもと初めて相続税の課税価額の減額措置が講じられたことは評価できるものの依然としてその税負担は高い。

中小企業の事業承継を円滑化させるため、すべての規模の会社に類似業種比準方式と純資産価額方式の選択を認め、類似業種比準方式における減額率を50%に統一するなど評価方法を見直しされたい。

(4) 取引相場のない自社株式相続に係るみなし配当課税の軽減

相続により取得した自社株式を金庫株として譲渡する場合のみなし配当課税については、相続税との二重課税排除のため軽減措置を図られたい。

5. 企業の構造改革を促進させる税制について

(1) 連結納税制度の付加税の早期撤廃

今年度より導入された連結納税制度について、付加税の導入で使い勝手の悪いものになっている。早期に付加税を撤廃されたい。

(2) M & A にかかる譲渡益課税の軽減

M & A による起業促進や企業の新分野進出、企業体質の再生・強化等を促進するため、経営権の譲渡となる発行済み株式総数の3分の2以上の株式を売却した場合、売却益課税を2分の1に軽減されたい。

6. 土地・住宅税制について

(1) 土地税制全般に対する見直し

土地の保有・譲渡・取得に係わる税制が複雑に混在し

ていることから、土地重課制度・地価税・特別土地保有税の廃止、不動産取得税の大幅な軽減、登録免許税の手数料化等の見直しを図ることにより、土地の流動化を促進するとともに、各税の整合性をとり、納税者にわかりやすい簡素な税制とされたい。

また、土地流動化促進の観点に加え、新たな都市づくりのため、都市再生緊急整備地域における「都市再生事業」等に対し、税法上の特例措置を創設されたい。

(2) 事業所税の見直し

事業所税の資産割部分については、固定資産税・都市計画税との二重の課税となっている。今後、市町村合併の動きの中で、新たに指定都市等になった場合、税負担が増すことも憂慮されるため、見直しされたい。

特に新增設に係る事業所税については、事業に係る事業所税の10倍と過大な負担となっており、新規開業や事業所の新增設を阻害するので是正されたい。

(3) 固定資産税の見直し

バブル期の土地対策の一環として実施された評価額引き上げは、固定資産税の引き上げを伴い、現在も続く地価・建物の下落傾向に反して重税感が強くなっている。土地・建物の評価方法の見直し等により固定資産税を軽減されたい。

(4) 住宅取得資金等の贈与に対する特例の拡充

住宅取得資金等を贈与する際の非課税枠（現行550万円）を3,000万円まで拡大されたい。

また、特例の活用にあたっては、一定期限内に住宅を建てること等を条件に、土地の取得についても認められたい。

(5) 住宅投資促進税制の拡充

現行住宅ローン減税制度について、控除額ならびに控除期間について、まだまだ不十分であると言わざるを得

ない。需要喚起を促すため、大幅な控除を検討されたい。

又、恒久的な税制として、住宅ローン利子を課税所得から差し引ける「住宅ローン利子所得控除制度」の創設についても検討されたい。

(6) 防災住宅等に対する税制措置の拡充

地震防災対策強化地域内で、診断により耐震性が不十分であるとされた住宅や、法の改正により既存不適格建築物となった住宅について、大規模改築や建て換えの普及促進を図るための税制措置等を整備・拡充されたい。

7 . 株式市場活性化のための税制措置について

(1) 有価証券譲渡益課税について

来年 1 月にスタートする新証券税制は、複雑すぎ使い勝手がわるく、個人の株式離れを招きかねない。そのため、譲渡益課税については、廃止の方向で、そのあり方を大幅に見直しされたい。

(2) 配当課税について

個人が受け取る配当については、利子と同様に全て 20 % の源泉徴収で済む配当所得の上限を引き上げられるとともに、二重課税のあり方について検討されたい。

(3) 相続税評価額について

個人の株式の中長期保有に資する上で、上場株式等の相続税評価額については、価格変動リスクを十分配慮し、時価から減額して評価することを検討されたい。

8 . 消費税の免税点制度および簡易課税制度の維持存続について

デフレ経済が進展し、価格競争が激化している中で、

小規模零細事業者である免税事業者は、仕入れに係る消費税分の価格転嫁がより困難になっており、「益税」どころか、むしろ「損税」となっている。

また、簡易課税制度は、これまで二度にわたる見直しの結果、みなし仕入れ率は細分化され、ほぼ実態にあったものとなっている。

したがって、免税点制度および簡易課税制度の縮小・廃止は小規模零細事業者等の経営に重大な悪影響を及ぼすことから、現行の免税点制度および簡易課税制度について、維持存続されたい。

9 . 個人所得課税について

全就業者の1 / 4 が個人所得税を支払っていない現状は、少子高齢化社会等今後の社会構造の変化に鑑みると、納税者への負担増が予想され、将来にわたってこれを放置しておくことはできない。

景気が持続的成長軌道に乗った段階では、負担能力にも配慮しつつ、広く薄く税を負担するという観点から、諸控除の見直しにより個人所得税の課税最低限を引き下げるべきである。

ただし、見直しにあたっては、現在の納税者への負担が増さないよう、累進税率構造の緩和と併せて実施すべきである。

10 . 国税・地方税の徴税業務の簡素化について

国税における法人税・所得税と、地方税における住民税・事業税の徴税業務を一元化し、税額を国ないし地方に一括納税することで、納税者の納税業務並びに国および地方自治体の税務行政の簡素化を図られたい。

11. 2005年日本国際博覧会にかかる地方税の非課税措置
について

2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の成功のためには、参加国の代表等、参加国、参加者及び（財）2005年日本国際博覧会協会を支援することが必要である。そのため、愛・地球博の開催にかかる地方税の非課税措置を取らねたい。

以 上